

株式会社三省堂印刷工場職工

労働争議 - 実スル件 (第二報) 解決

首魁等協定議 - 実シ古参職工等調停ニ立ツハリ奔走セ  
ルモ不調ニ終タルハ前報ノ如ク會社側ハ昨夜重役會議ノ  
結果別記回答案ヲ作製シ本日午前九時調停者植田仙藏  
外之名ヲ大手町本社ニ招致シ回答案ヲ示シ右ニ依リ承  
認セハ午後二時ヲ期シ報告アリ度ヲ知シ不承認ノ場合  
ハ致取工三十八名全部ヲ出頭セシムベシト申渡シタル  
ハ調停者等ハ工場ニ歸リ就業中ノ紙取工ニ対シ回答ノ  
主旨ヲ説明スル如アリ一同午後二時迄熟議ノ結果會社  
業ニ承認スル事ニ決定セルヲ以テ調停者ハ今ニ時再ビ  
本社ニ出頭其旨ヲ申出茲ニ一名ノ犠牲者ヲモ出ス事ナ  
リ

ク円満解決シ朝来會議同本部ニ應接セル東京印刷工場  
組合中尾勝次東京印刷工場組合和田栄吉外ハ名モ無事引  
揚ゲタルカ一般職工等ハ定時出勤眞摯ニ作業ニ従事セ  
右及申(運)報者也

(別記) 回答

- 一 工場法即時施行ノ件ハ承認ス
- 二 紙取工最低賃銀等圖見習工最低賃銀志系五拾銭ノ件ハ承  
認シ難シ 但シ紙賃技量ニ依リ本年七月申昇給スルモノトシバシ
- 三 定期昇給ノ件ハ見習工ニ限リ年三回トシ他ハ適時昇給トス
- 四 救済制度ノ件ハ他印刷工場ノ制度ヲ参考シ本年七月申ニ実  
行ノコト

大正十四年六月廿二日

株式会社 三省堂